

繋ごう、農地 繋ごう、農地バンクへ

農地は大切な資源です



お問い合わせは、都道府県の農地バンク、市町村農政担当課、農業委員会または地方農政局まで。

農地バンク/農地中間管理機構

検索

農地集約化促進事業

※旧機構集積協力金（地域集積協力金と集約化奨励金）

リニューアル！

農地バンクを活用して、農地の集約化等に取り組む地域を支援します。

対象となる農地

全域が同一の地域計画に含まれている「地域」です。

活用使途

支援金の使途は、**話し合いにより地域で決める**ことができます。

支援内容



※詳細は9ページ下段をご覧ください

1. 集約化加速タイプ[※]（旧集約化奨励金）

地域計画（目標地図）のブラッシュアップ・早期実現に向けて、農地の集約化に取り組む地域は、農地バンクを通じて新たに団地化する面積に応じ、以下の単価により支援金を受け取れます。

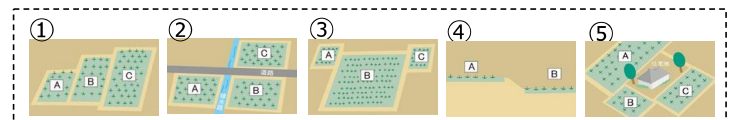
①基本タイプ

地域の農地面積に占める1ha以上の団地^{※1}面積の割合が集約化目標年度^{※2}までに増加すること

	増加ポイント	交付単価
区分1	10ポイント	1.0万円/10a
区分2	20ポイント	3.0万円/10a

※2 「集約化目標年度」とは、事業実施年度から起算して5年目の年度です。

※1 「団地」とは、以下のいずれかに該当する一連の農作業の継続に支障が生じない2筆以上の隣接する農地です。



①畦畔で接続する農地 ②農道又は水路等を挟んで接続する農地
③各々一隅で接続する農地 ④段状に接続する農地
⑤借受希望者の宅地に接続している農地

②大規模集約タイプ

①の要件を満たす地域において、農地バンクを通じて15ha以上の経営を行う者又は経営を目指す者で、かつ1団地あたりの面積が5ha以上のとき、当該耕作者の新たに団地化する面積の交付単価は、5万円/10a

③誘致団地創出タイプ

目標地図において受け手が位置付けられていない農地を団地化し、集約化目標年度までに新たな受け手を誘致するための4ha以上の誘致団地を形成する場合、5万円/10a

○いずれのタイプも集約化目標年度までに耕作者(③の場合、事業実施年度の前年度の2月末時点で地域計画に位置付けられていない新たな耕作者)に転貸する必要があります。

2. 地域集約化実現タイプ[※]（旧地域集積協力金）

集約化された目標地図が描けている地域において、まとまった農地を農地バンクに貸し付けた場合、事業実施年度に貸し付けられた面積に応じ、以下の単価により支援金を受け取れます。

（交付要件）

- ① 目標地図内の農地面積に占める1ha以上（中山間地域では0.5ha以上）の団地面積の割合が5割以上
- ② 地域の農地バンクの活用率が一般地域は80%超、中山間地域は60%超

	農地バンクの活用率 ^{※3}		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	80%超	60%超80%以下	2.0万円/10a
区分2		80%超	2.6万円/10a

※3 「農地バンクの活用率」とは、対象地域の農地面積に占める機構への貸付総面積の割合

※4

1.集約化加速タイプと2.地域集約化実現タイプを活用することで、最大7.6万円/10a

※4 1の②、③（＝5万円/10a）と2の中山間地域（＝2.6万円/10a）の両方に該当する農地の場合

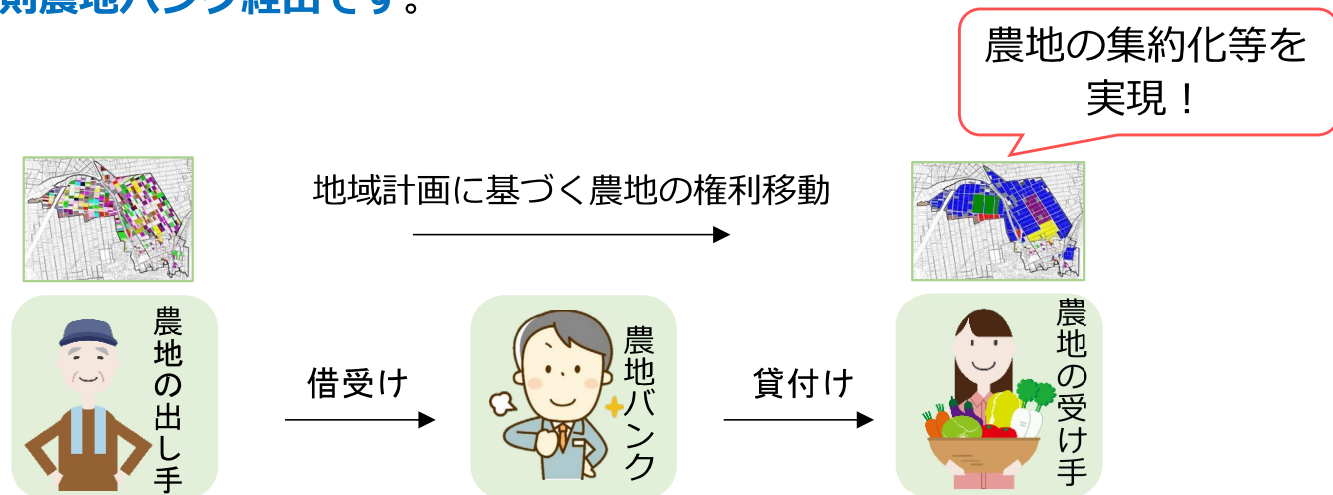
お問い合わせ先

・市町村・農業委員会、都道府県、農地バンク、地方農政局
・農林水産省担当課：
経営局農地政策課農地集積・集約化促進室（TEL：03-3592-0305）

農地の権利移動は、原則 農地バンク経由です！

◆ 農地バンクによる農地の権利移動

各地域で作成された地域計画の実現に向けた農地の権利移動は、**原則農地バンク経由です。**



◆ 農地バンクによるメリット

出し手のメリット

→ [2ページ](#)をご覧ください

受け手のメリット

→ [3ページ](#)をご覧ください

地域のメリット

事業概要

農地集約化促進事業 → [4ページ](#)～[9ページ](#)をご覧ください

遊休農地解消対策事業 → [10ページ](#)をご覧ください

機構関連農地整備事業 → [11ページ](#)をご覧ください

お問い合わせ先

→ [12ページ](#)をご覧ください

◆ 農地バンクを活用するメリット

出し手のメリット

1 賃料を確実に受け取れます

賃料は農地バンクから約束の期日までに確実に受け取れます。

2 契約期間満了後は農地は返却されます

一度農地を貸したら返ってこないということはなく、農地バンクに貸した農地は、貸付期間終了後に返ってきます。

引き続き、だれかに耕作してもらいたい場合は、再貸付もできます。

3 農地は適切に耕作されます

貸し付けた農地は、地域計画の実現に向けて、地域計画に位置付けられた者に転貸され、適切に耕作されます。

また、受け手が離農等により不在になった場合も地域計画に基づいて新たな受け手に転貸するとともに、転貸までの間は農地バンクが適切に管理します。

4 税制の優遇措置が適用されます

農地バンクに農地を貸し付けた場合、次の税制の優遇措置を受けることができます。

- ① 地域計画ごとに所有する全ての農地を、同一年に新たに農地バンクに貸し付けた場合、10年以上の期間で貸し付けた農地の固定資産税は3年間 $1/2$ に軽減されます。
- ② 相続税・贈与税の納税猶予を受けている場合に、納税猶予の適用農地を貸借しても、農地バンクを通じた貸借であれば納税猶予が継続します。

※ 貸借だけでなく売買でもメリットがあります

農用地利用集積等促進計画により農地を農地バンクに売り渡した場合は、譲渡所得の800万円特別控除の適用を受けることができます。

5 耕作者の相続等に対応する必要はありません

耕作者の死亡で相続があっても、所有者は農地バンクに農地を貸しているのので、新たに手続きをする必要はありません。

◆ 農地バンクを活用するメリット

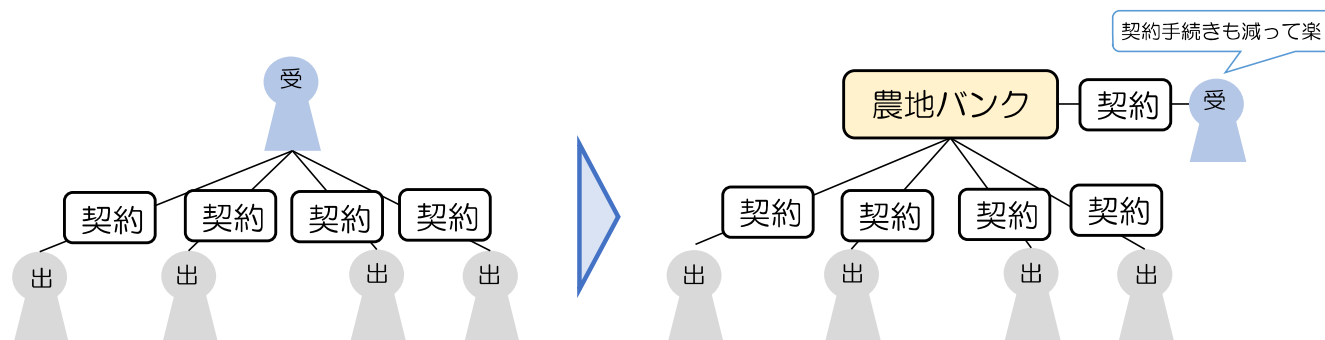
受け手のメリット

1 農地の集約化をサポートします

地域計画に基づいて、まとまった一団の農地を長期間にわたって安定して借りることができます。

2 農地貸借に係る手続きが楽になります

農地貸借の相手方は、農地バンクだけです。賃料について、農地を複数の地権者から借りた場合は、複数の地権者にそれぞれ支払う必要がありますが、農地バンクから借りた場合には、農地バンクだけに支払えばよいので、手続きが楽になります。



地域のメリット

1 農地集約化促進事業による支援金を受け取れます

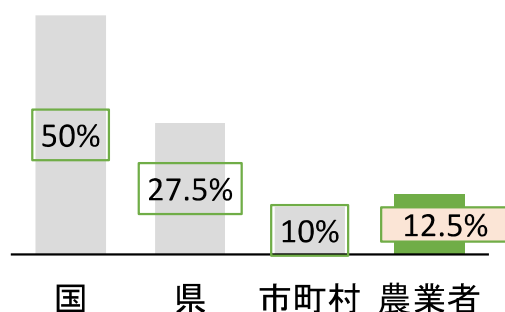
地域のまとまった農地の貸借等により、農地の集約化等に取り組む地域は、支援金を受け取れます。

支援金の使途は地域で決めることができるので、農業機械の購入、鳥獣害対策などの受け手支援、賃料先払いなどの出し手支援、農道の維持管理などの地域支援など地域の実情に合わせて活用できます。

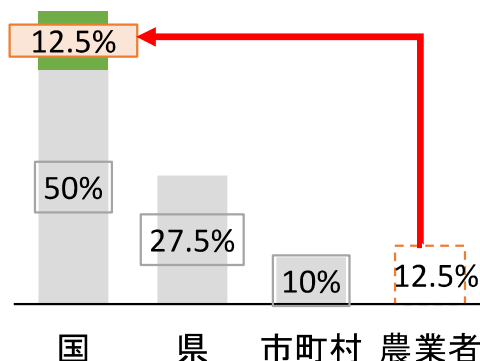
2 農地の条件整備ができます

農家負担ゼロで基盤整備事業を実施できます。

<通常の農地整備事業>



<機構関連農地整備事業>



農地バンクを活用して集約した地域に 支援金をお支払いします！

◆ 農地集約化促進事業

リニューアル！

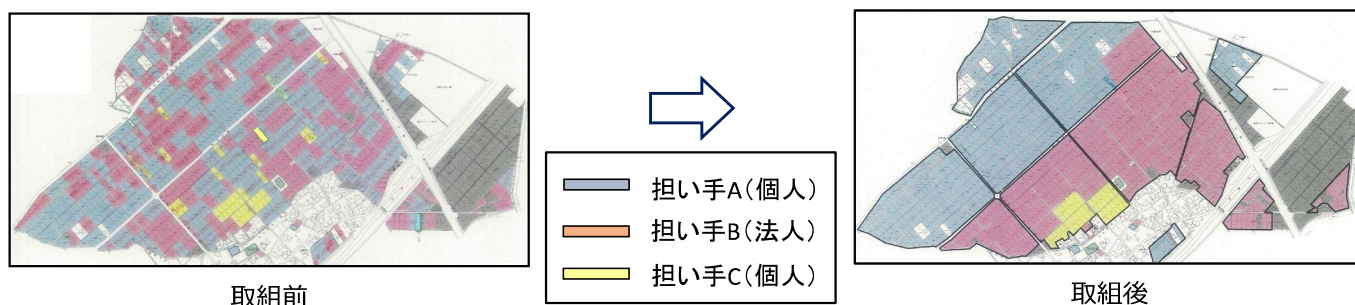
農地バンクを活用し、地域の農地を集約化して生産性の向上を目指しましょう！

(1) 集約化加速タイプ

生産性を高めるために、集積された農地を集約化することが非常に重要です。
地域の話し合いを通じて農地を集約化しましょう！
団地面積の増加割合に応じて支援金を受け取れます。



【取組イメージ】



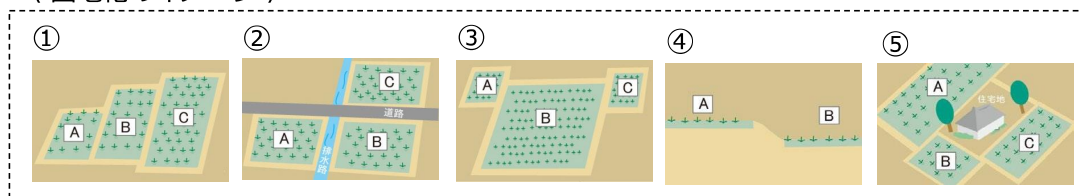
<T県I市の事例>

耕作条件が良く、担い手が競合して農地集積を進めてきたため、分散錯圖が生じていましたが、市の担当者が、農地交換による集約化を担い手に提案し、農地バンクを活用して分散錯圖の解消に結びつけました。

取組成果

- 担い手が利用する団地数：30カ所から8カ所まで減少(1団地当たりの平均面積も0.7haから8haに拡大)

〈団地化のイメージ〉



集約化加速タイプは

①基本タイプ（1ha以上の団地を形成）

②大規模集約タイプ
（15ha以上の経営規模かつ5ha以上の団地を形成）

③誘致団地創出タイプ（4ha以上の誘致団地を形成）

に分かれています



①基本タイプ

【交付要件】

以下の①・②のいずれかの交付要件を集約化目標年度までに満たすことが必要です。

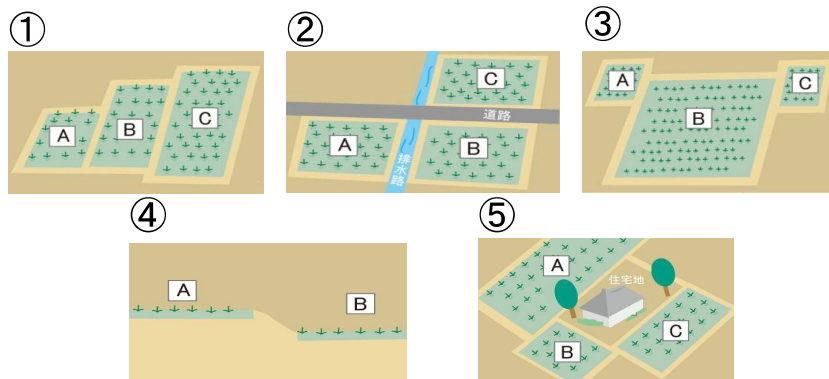
「集約化目標年度」とは、事業実施年度から起算して5年目の年度です。令和8年度に事業を実施した場合、集約化目標年度は令和12年度になります。

地域の農地面積に占める次の団地面積の割合が**10ポイント以上**増加すること ※中山間地域・樹園地は0.5ha、北海道は6ha

- ① 同一の耕作者が耕作する1ha※以上の団地面積
- ② 目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地による1ha以上の団地面積

団地とは、以下のいずれかに該当する一連の農作業の継続に支障が生じない2筆以上の隣接する農地を言います。

- ① 畦畔で接続する農地
- ② 農道又は水路等を挟んで接続する農地
- ③ 各々一隅で接続する農地
- ④ 段状に接続する農地
- ⑤ 借受希望者の宅地に接続している2筆以上の農地



【交付単価】

	団地面積割合	交付単価 (転貸面積)
区分1	10ポイント増	1.0万円/10a
区分2	20ポイント増	3.0万円/10a

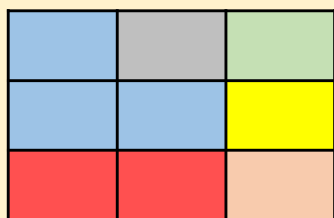
※ 以下のア・イのいずれかに当たる農地面積の交付単価は、左記の1/2です。

ア 農地バンクを通じた農作業受託の農地面積

イ 目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地面積（受け手不在農地）
（＝受け皿準備タイプ。4haが上限で必ず1ha以上の団地面積の増加と併せて実施）

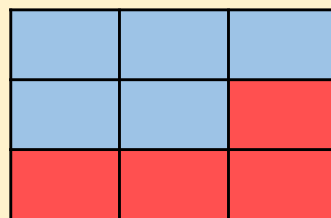
○取組イメージ

【取組前】 2.7ha(30a×9筆)



1ha以上の団地面積：0ha

【取組後】 2.7ha(30a×9筆)



1ha以上の団地面積
2.7ha { 青：1.5ha 赤：1.2ha }

団地面積の割合

0% (0ha/2.7ha) ⇒ 100% (2.7ha/2.7ha)・・・**100%の増加**

新たに団地化した面積（交付対象面積）

0ha ⇒ 2.7ha・・・**2.7ha**

交付額

2.7ha×3.0万円/10a=**81万円**

基本タイプ区分2
の交付単価
(3万円/10a)

➡ **地域は81万円を受け取れます**

②大規模集約タイプ

【交付要件】

- ①基本タイプの交付要件を満たすこと
- ②交付対象農地となる団地が目標地図において次の面積規模要件を満たすこと
 - (a) 当該団地を耕作する者の経営規模が15ha以上であること
※中山間地域は7.5ha、樹園地は2ha、北海道は35ha
 - (b) 当該団地を耕作する者の1団地の面積が5ha以上であること
※中山間地域は2.5ha、樹園地は1ha、北海道は10ha

【交付単価】

5万円/10a

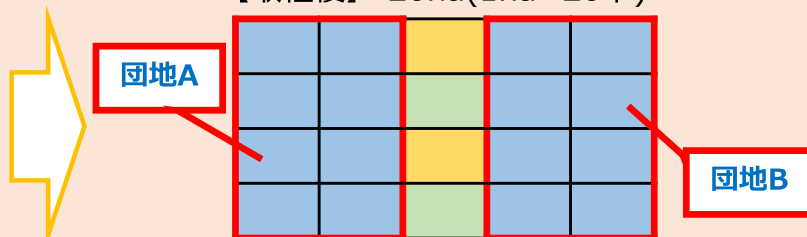
○取組みイメージ

【取組前】 20ha(1ha×20筆)



1 ha以上の団地面積：0ha

【取組後】 20ha(1ha×20筆)



1 ha以上の団地面積：16ha

青A：8ha
青B：8ha
青合計：16ha

2筆以上で団地となります。



交付要件①：1ha以上の団地面積の増加割合

0% (0ha/20ha) ⇒ 80% (16ha/20ha)・・・80%の増加
→10ポイント以上増加しており、OK

交付要件②：(a) 経営規模が15ha以上・・・青の経営規模が16haであり、OK

(b) 1団地の面積が5ha以上・・・団地A：8ha、団地B：8haであり、OK

交付対象面積

0ha ⇒ 16ha・・・16ha

交付額

16ha×5万円/10a=800万円

大規模集約タイプの
交付単価（5万円/10a）

➡ 地域は800万円を受け取れます

③誘致団地創出タイプ

将来の受け手が決まっていない農地をまとめ、**地域外から新たな受け手**を誘致するための団地を形成する取組も効果的です。

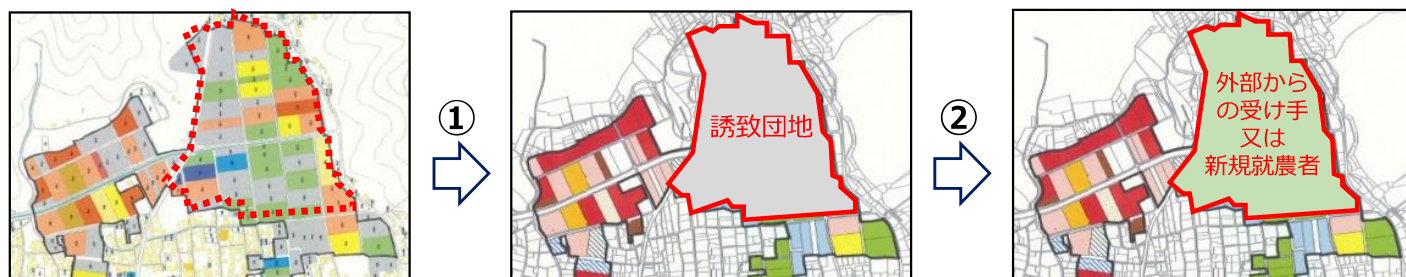
誘致するためにまとめた農地面積に応じて支援金を受け取れます。



【交付要件】

以下の①・②のすべての交付要件を満たすことが必要です。

- ① 目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地を団地化し、**4 ha以上の団地**を形成すること
- ② 集約化目標年度までに当該地域計画において地域内の農業を担う者として位置付けられていない**新たな受け手に転貸**すること

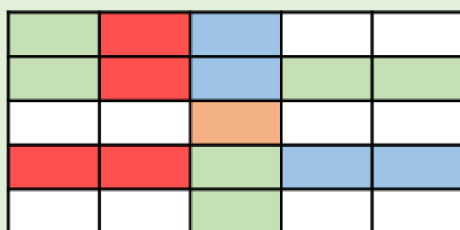


【交付単価】

5万円/10a

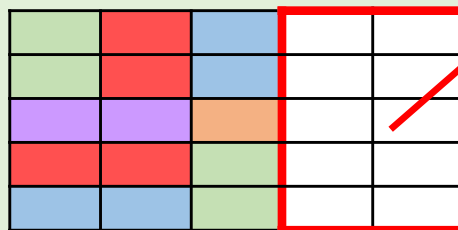
○取組イメージ

【取組前】 10ha(40a×25筆)



受け手不在農地（白）が地域に点在

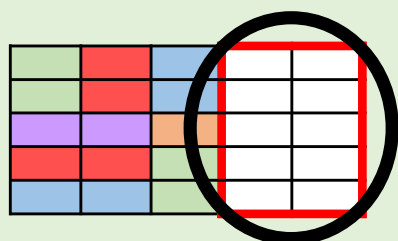
【取組後】 10ha(40a×25筆)



受け手不在農地の1 ha以上の団地面積（白）

4.0ha（＝誘致団地創出タイプ）

事業実施年度
を含め5年後
までに新たな
受け手に転貸



$4\text{ha} \times 5\text{万円}/10\text{a} = \text{200万円}$

誘致団地創出タイプの
交付単価（5万円/10a）

➡ **地域は200万円を受け取れます**

(2)地域集約化実現タイプ

集約化された地域計画に基づいて、まとまった農地を農地バンクに貸し付けましょう！
農地バンクに貸し付けた農地面積の割合に応じて支援金を受け取れます。



【交付要件】

以下の①・②のすべての交付要件を満たすことが必要です。

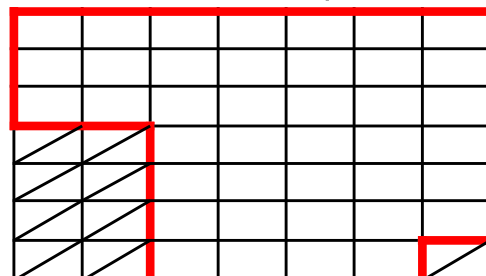
地域の農地：14.7ha(30a×49筆)

① 農地バンクの活用面積が一定以上であること

地域の農地面積に占める農地バンクへの貸付面積
(農地バンクの活用率)が**80% (中山間地域は60%) 超**であることが必要です。

$$\text{農地バンクの活用率} = \frac{\text{農地バンクへの貸付総面積※}}{\text{地域内の農地面積}}$$

※ 事業実施以前の農地バンクへの貸付面積を含みます。



※一般地域の場合11.76haを農地バンクに貸付ける必要があります

□ 赤線：貸付・・・12.0ha

▨ 斜枠：未貸付・・・2.7ha

⇒交付要件①クリア

② 集約化された目標地図を策定できていること

目標地図内の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する**団地面積の割合が5割以上**であることが必要です。

※実際の農地の利用状況ではなく、目標地図で判断してください。



目標地図

【交付単価】

	農地バンクの活用率		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	80%超	60%超80%以下	2.0万円/10a
区分2		80%超	2.6万円/10a

【取組イメージ】 (一般地域の場合)

- i 地域の農地面積：14.7ha (30a×49筆) □
 ii 地域内の農地バンクへの総貸付面積：12.0ha □
 iii 事業実施年度の農地バンクへの貸付面積：7.2ha □
 iv 目標地図における農地面積：14.7ha □
 v 目標地図における同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積：9.9ha (赤と緑)

■ 農地バンクの活用率

$$ii \div i \times 100 = 81.6\% \text{ (区分1)}$$

■ 交付対象面積

$$iii = 7.2ha$$

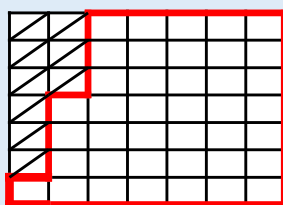
■ 交付要件の確認

$$v \div iv = 67.3\% \rightarrow OK$$

■ 交付額

$$iii \times 2.0\text{万円}/10a = 144\text{万円}$$

i 交付要件①バンク活用率

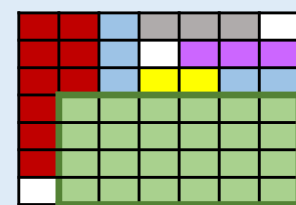


□ 赤線：貸付・・・12.0ha

▨ 斜枠：未貸付・・・2.7ha

⇒交付要件①クリア

ii 交付要件②団地面積の割合



$$\left. \begin{array}{l} \text{赤：2.7ha (30a×9筆)} \\ \text{緑：7.2ha (30a×24筆)} \end{array} \right\} 9.9 \div 14.7 = 67.3\% \Rightarrow \text{交付要件②クリア}$$



地域は **144万円** を受け取れます

(3) その他

【要件等一覧表】

事業タイプ	集約化加速タイプ		
	基本タイプ	大規模集約タイプ	誘致団地創出タイプ
対象地域	全域が同一の地域計画に含まれている「地域」		
期限	集約化目標年度（事業実施年度から起算して5年目の年度）		
要件	1ha※ ¹ 以上の団地面積を10ポイント以上UP	経営規模が15ha※ ² 以上かつ1団地の面積が5ha※ ³ 以上	4ha以上の受け手不在農地を1団地にまとめること（＝誘致団地）
交付対象農地	要件を満たす新たに団地化した面積		誘致団地
10aあたりの交付単価	1万円 or 3万円	5万円	5万円

事業タイプ	地域集約化実現タイプ
対象地域	全域が同一の地域計画に含まれている「地域」
期限	事業実施年度
要件	・ 目標地図における1ha※ ¹ 以上の団地面積の割合が5割以上 ・ 農地バンクの活用率を満たすこと
交付対象農地	新たに農地バンクに貸付けた面積
10aあたりの交付単価	2万円 or 2.6万円

※1 中山間地域・樹園地は0.5ha、北海道は6ha

※2 中山間地域は7.5ha、樹園地は2ha、北海道は35ha

※3 中山間地域では2.5ha、樹園地は1ha、北海道は10ha

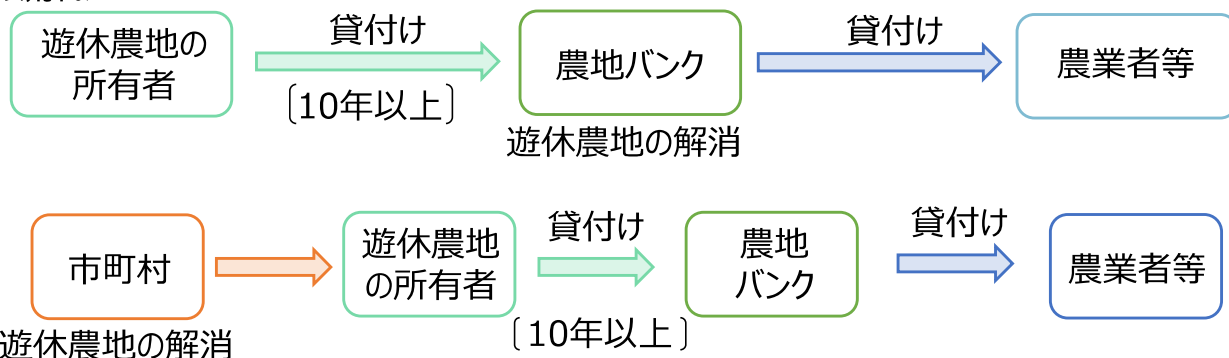
農地バンクや市町村が 遊休農地を解消します！

◆ 遊休農地解消対策事業

【事業の内容】

市町村や農地バンクによる簡易な整備により、遊休農地を解消し、担い手に農地集積・集約化する取組を支援します。

＜事業の流れ＞



【事業の実施要件等】

■ 対象となる遊休農地

地域計画において受け手が位置付けられていない農地のうち、簡易な整備で解消可能な遊休農地



市町村や
農地バンクが
遊休農地を
農業者に
貸付け



■ 留意事項

交付要件：農地バンクに**10年以上**農地を貸し付ける必要があります。

交付単価：10a当たり最大**43,000円**補助します。

補助対象経費：遊休農地の解消に要する、以下の簡易な整備に係る経費を支援します。

① 草刈り ② 除礫 ③ 抜根(※) ④ 耕起・整地

⑤ その他必要と認められる経費

※ 農業生産を目的に新植・改植された樹木の抜根は除きます。

【実際の事業活用による解消事例】

Before



After



Before



After



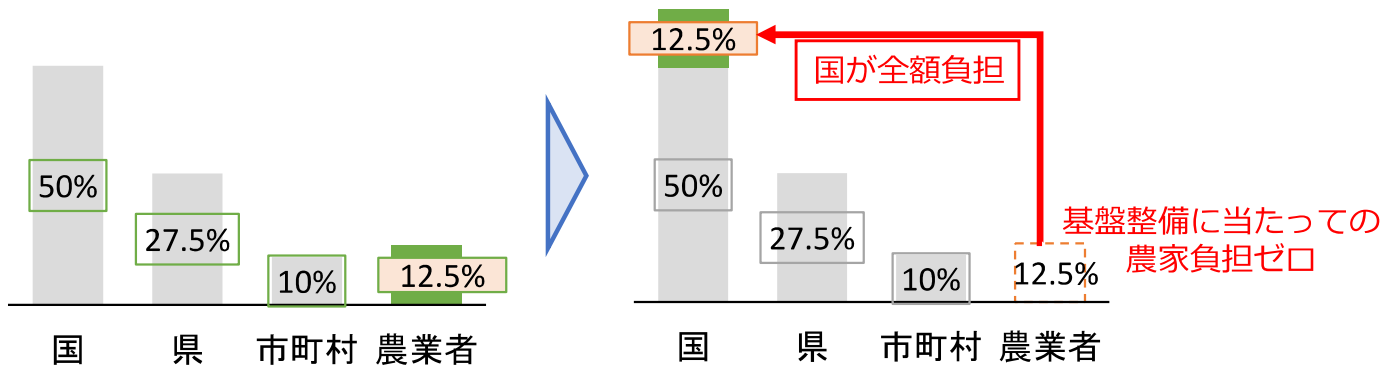
農家負担ゼロで 基盤整備を実施できます！

◆ 農地中間管理機構関連農地整備事業

担い手への農地の集約化等を進めるため、農地バンクが借り入れている又は所有している農地等について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県又は市町村が行う基盤整備を支援します。

＜通常の農地整備事業＞

＜機構関連農地整備事業＞

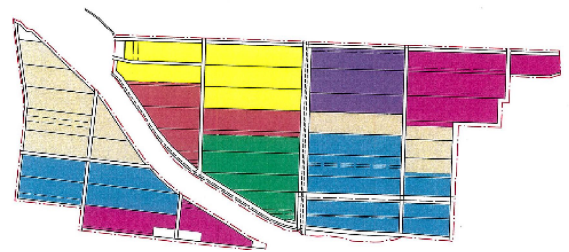
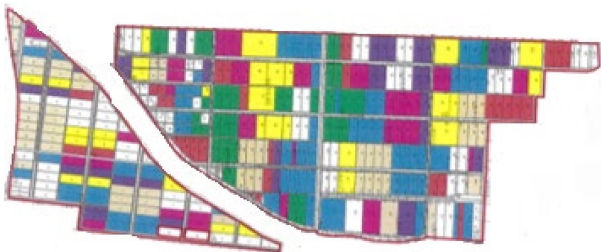


【対象となる事業（工種）】

1. 区画整理 2. 暗渠排水 3. 土層改良 4. 農業用排水施設 等

＜施工前＞

＜施工後＞



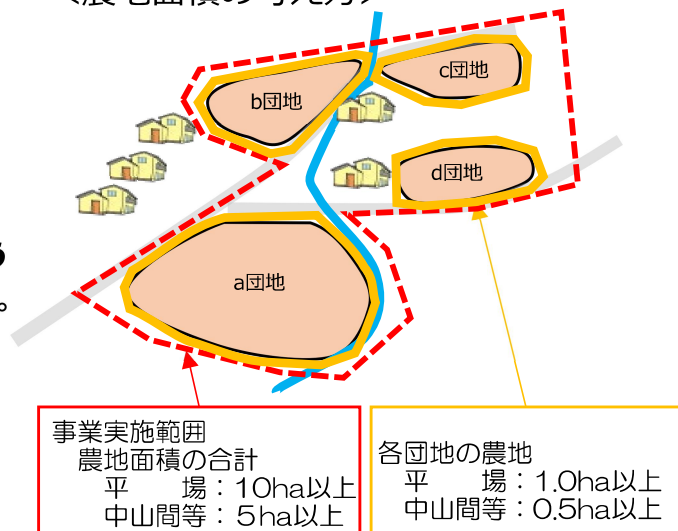
【主な事業の実施要件】

- 事業対象農地は、農地バンクが借り入れている農地の農地中間管理権の期間、又は農地バンクが農業経営若しくは農作業の委託を受けている期間が15年以上の農地となります。また、令和7年度から、農地バンクが所有している農地においても、本事業を実施できます。

- 事業対象農地面積は10ha（市町村が事業を行う場合、または中山間地域は5ha）以上となります。
なお、大字単位で1ha以上（中山間地域等は0.5ha以上）のまとまりのある団地の合計が10ha以上あれば事業対象となります。

- 事業実施地域の収益性を事業完了後5年以内（果樹等は10年以内）に20%以上向上させる必要があります。

＜農地面積の考え方＞



【内容に関しては、各都道府県を担当する地方農政局等へ、お気軽にお問い合わせください】

○東北農政局 農地政策推進課：022-221-6237

（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

○関東農政局 農地政策推進課：048-740-0144

（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県）

○北陸農政局 農地政策推進課 076-232-4319

（新潟県、富山県、石川県、福井県）

○東海農政局 農地政策推進課：052-223-4627

（岐阜県、愛知県、三重県）

○近畿農政局 農地政策推進課：075-414-9014

（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

○中国四国農政局 農地政策推進課：086-224-9407

（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

○九州農政局 農地政策推進課：096-300-6316

（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）

○沖縄総合事務局（沖縄県）農林水産部 経営課：098-866-1628

○農林水産省（北海道） 経営局 農地政策課：03-3592-0305